証券コード　8835
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都台東区元浅草二丁目６番７号
太平洋興発株式会社
代表取締役社長　板　垣　好　紀

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る2020年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区外神田一丁目18番13号　秋葉原ダイビル２階
秋葉原コンベンションホール
（末尾記載の「株主総会　会場ご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第145期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第145期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　剰余金の処分の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知書には記載しておりません。なお、本通知書の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①連結計算書類の「連結注記表」　②計算書類の「個別注記表」

・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
当社ウェブサイト　　https://www.taiheiyo.net

昨年までお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府による各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしましたが、相次ぐ自然災害の発生や消費税率引き上げによる個人消費の低迷、また米中の貿易摩擦、英国のEU離脱などの海外経済の動向に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による経済への打撃など、厳しい経済状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは各事業分野において積極的な営業活動を展開し、収益基盤の強化と収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、主力事業である輸入炭の販売数量が減少したこと等により、売上高は324億76百万円（前期比9.8％減）、営業利益は６億89百万円（同25.5％減）、経常利益は４億93百万円（同33.2％減）となり、一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券の売却益を計上したこと等により、４億64百万円（同59.4％増）となりました。

事業区分別にみた営業の概要は次のとおりであります。

事業区分	売上高	
	当期	前期
	百万円	百万円
不動産事業	2,913	2,858
商事事業	16,594	21,616
サービス事業	5,572	5,700
建設工事事業	5,385	3,821
肥料事業	2,011	2,007
合計	32,476	36,005

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は20億19百万円で、その主なものは、北海道釧路市における倉庫施設の取得であります。

⑶ **資金調達の状況**

当連結会計年度における主な資金調達として、当社が主要な借入先より賃貸用不動産の取得資金として６億50百万円、運転資金として15億90百万円を調達しております。

⑷ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑸ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑹ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑺ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

⑴　企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期	第142期（2016年度）	第143期（2017年度）	第144期（2018年度）	第145期（当期）（2019年度）
売上高（百万円）	31,689	36,135	36,005	32,476
経常利益（百万円）	776	830	738	493
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	638	508	291	464
１株当たり当期純利益（円）	82.13	65.31	37.42	59.66
総資産（百万円）	37,841	39,868	43,897	43,691
純資産（百万円）	14,705	15,102	15,292	14,932

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
２．第145期の損益の状況につきましては、「Ⅰ　企業集団の現況　１．当事業年度の事業の状況」に記載したとおりであります。
３．2017年10月１日を効力発生日として、当社普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、第142期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たりの当期純利益を算定しております。
４．第144期から新たな会計基準等を適用しているため、財産及び損益の状況については当該会計基準等を第142期に遡って適用した後の数値となっております。

⑵　当社の財産及び損益の状況

区分＼期	第142期（2016年度）	第143期（2017年度）	第144期（2018年度）	第145期（当期）（2019年度）
売上高（百万円）	19,967	23,885	24,371	19,565
経常利益（百万円）	418	439	440	261
当期純利益（百万円）	393	388	338	311
１株当たり当期純利益（円）	50.59	49.98	43.58	39.99
総資産（百万円）	27,554	29,295	32,011	32,203
純資産（百万円）	10,315	10,545	10,857	10,368

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
２．2017年10月１日を効力発生日として、当社普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、第142期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たりの当期純利益を算定しております。
３．第144期から新たな会計基準等を適用しているため、財産及び損益の状況については当該会計基準等を第142期に遡って適用した後の数値となっております。

3．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

該当事項はありません。

⑵ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社太平洋製作所	22	100	建設工事及び機械等の製造・修理
訓子府石灰工業株式会社	20	100	炭カル肥料等の製造販売
太平洋運輸株式会社	20	95	貨物自動車運送業
株式会社太平洋シルバーサービス	25	100	有料老人ホームの運営
太平洋石炭販売輸送株式会社	71	73	港湾揚荷役作業及び倉庫業

（注）2020年4月1日付で、当社の連結子会社である太平洋石炭販売輸送株式会社は、商号を新太平洋商事株式会社に変更しております。

4．対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を背景に、主要各国における生産及び輸出の減少、景気低迷に伴うインバウンド消費の大幅な減少などが見込まれ、引き続き、日本経済を強く圧迫した厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社グループは「企業の社会的責任を果たしながら、積極的な事業活動を行い、人々の豊かな暮らしの実現に貢献する」という経営理念のもと、各事業分野において適切な事業の選択と集中を継続して行うとともに、経営の効率化を図り、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

1．既存事業分野への取り組み

当社グループを支える既存事業を強化し安定的な収益確保に取り組んでまいります。

商事事業における輸入炭販売につきましては、当社グループの特性を生かしたサービスの提供により、販売数量の拡大に努めます。

不動産事業における不動産賃貸事業につきましては、既存物件の高稼働率の維持、優良な新規賃貸収益物件の取得を推進してまいります。また、マンション管理業につきましては、顧客満足度を高めマンション管理組合のニーズに応え新規受注の獲得を目指します。

サービス事業における有料老人ホーム事業につきましては、入居者のニーズに合った商品の多様化を図り稼働率の向上に努めてまいります。

2．新事業分野への取り組み

新たな収益源を確保するため、新事業分野への取り組みを積極的に進めてまいります。

北海道釧路市におきましては、本年11月稼働予定の釧路石炭火力発電所プロジェクトに関連する事業に参画し、当社グループの新しい収益源の確保に引き続き努めてまいります。

加えて､当社グループにとってシナジー効果のあるM&Aについても検討してまいります。

3．コーポレートガバナンス充実への取り組み

当社グループは今後とも、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。具体的にはコーポレートガバナンス・コードへの適切対応、内部統制システムの構築・運用、グループ企業行動指針等の遵守、リスク管理の適切運用等を行います。これらの実現のため、研修・教育等を役職員に実施いたします。

当社グループは、中期経営計画（2018年度から３年間）の達成に向け役職員一同取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引続き温かいご理解と倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産事業	マンションの分譲、戸建・住宅地の販売、マンション・ビルの賃貸及び管理、損害保険代理業、マンション・ビルの建築請負工事
商事事業	輸入炭・石油及び建築資材等の仕入販売並びに国内炭の販売受託、石炭等の仕入れに係る船舶・貨物輸送及び揚荷役作業
サービス事業	有料老人ホームの運営、事務・技術計算の受託及びコンサルタント業
建設工事事業	建設工事及び機械等の製造・修理業
肥料事業	炭カル肥料・消石灰・石粉の製造販売

6．企業集団の主要拠点等（2020年３月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本店	東京都台東区
釧路支店	北海道釧路市
札幌支店	北海道札幌市
帯広支店	北海道帯広市

(2) 重要な子会社

名称	本社所在地
株式会社太平洋製作所	北海道釧路市
訓子府石灰工業株式会社	北海道常呂郡訓子府町
太平洋運輸株式会社	北海道釧路市
株式会社太平洋シルバーサービス	東京都台東区
太平洋石炭販売輸送株式会社	東京都台東区

7．使用人の状況（2020年３月31日現在）

⑴ 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
710名	113名減

（注）使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

⑵ 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248名	2名増	57.6歳	8.9年

（注）使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

8．主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,235
株式会社北洋銀行	1,798
三井住友信託銀行株式会社	1,669

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の現況

1．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　普通株式　20,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　普通株式　7,783,448株

（自己株式　4,109株を含む）

⑶　**株主数**　5,459名

⑷　**大株主**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	352,500	4.53
黒田康敬	250,000	3.21
クロダ株式会社	240,000	3.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	204,400	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	161,200	2.07
株式会社三井住友銀行	156,000	2.01
三井住友信託銀行株式会社	156,000	2.01
斉丸千代	143,600	1.85
太平洋興発持株会	120,895	1.55
黒田みか	120,000	1.54

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役社長	板垣　好紀	管理部門及び内部監査統制室担当
常務取締役	猿子　満彦	釧路支店長、釧路支店及び関連会社担当
取締役	山本　崇	不動産管理部、札幌支店及び帯広支店担当
取締役	髙瀬　聡	燃料部長、燃料部担当
取締役	宮下　怜	宮下公認会計士事務所　所長
常勤監査役	小山内　茂樹	
監査役	山田　和雄	
監査役	因　靖夫	

（注）１．＊印は代表取締役であります。
２．取締役　宮下　怜氏は、社外取締役であります。
３．監査役　山田　和雄、因　靖夫の両氏は、社外監査役であります。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

⑶ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1)	71百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	22 (10)
合計 （うち社外役員）	9 (3)	94 (16)

（注）1．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．取締役の報酬限度額は、1999年６月29日開催の第124期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、1999年６月29日開催の第124期定時株主総会において月額４百万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　宮下　怜氏は、宮下公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	宮下　怜	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士としての知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っております。
社外監査役	山田和雄	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、監査役会12回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。
社外監査役	因　靖夫	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、監査役会12回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

3．会計監査人の状況

⑴ 名称　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査報酬等の額について、前期の職務執行状況、今期の監査計画・監査体制、報酬見積りの算定根拠等を確認し、妥当なものと判断し、同意しております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

①　当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令、定款及び社会規範を遵守するために太平洋興発グループ企業行動指針及び太平洋興発グループ企業行動基準を制定する。

ロ．法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。

ハ．内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。

ニ．当社総務部が主管となって、当社グループへ法令遵守等の実践周知徹底に当る。

ホ．当社は当社グループにおける法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進し、関係会社役員研修会等において、当社グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査を実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。

ヘ．法令及び定款違反行為等を防止するため太平洋興発グループ内部通報規程を制定し内部通報制度を運用する。

ト．反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。

ロ．取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループはリスク管理規程等に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。

ロ．実際にリスクが発生したときの対応については、グループ経営危機管理規程、自然災害対応規程等に従って取締役は損失の軽減に努める。

ハ．当社の取締役会は当社グループのリスク管理に関する年度計画等を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

ニ．関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。

ロ．取締役はアクションプランの進捗状況を３か月に１回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。

ハ．通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社取締役会において関係会社各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。関係会社は「関係会社管理規程」に基づき当社にあらかじめ関係書類の提出・報告を行うと共に、重要事項については当社の取締役会の承認を得る。

ロ．関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

ロ．当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。

ハ．当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

⑦　当社グループの取締役等が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、当社監査役会又は監査役に報告するものとする。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
・重大な法令違反、定款違反があるとき
・会社の重要な業務執行をするとき
・コンプライアンス上重要な事項が発生したとき

ロ．当社及び関係会社は当社の監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
ハ．内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会等に出席して必要に応じて意見を述べる。
ロ．当社監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
ハ．当社取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
ニ．当社は当社監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　当社は、当社及び関係会社において法令遵守の徹底を図るため、遵守状況の調査を年２回行っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社におきましては階層別の社内研修を行い、関係会社におきましては役員等を対象としたセミナーを継続的に行っております。

②　当社及び関係会社におきましては､各社ごとに策定した｢リスク管理規程｣に基づきリスクを事前に回避するため、リスクの洗い出し、リスクへの対応策の立案・実施等リスク対策を実施しております。当社が中心となりグループリスク管理体制の構築・強化を図っております。

③　当社は、当社及び当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループの経営方針を明確にし、当社部店長会議及び関係会社取締役会において、周知徹底・進捗管理を行っております。

④　当社の監査役は、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を定期的に行い、また、重要な会議に出席、重要な書類を閲覧するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕	百万円	〔負債の部〕	百万円
流動資産	**17,993**	**流動負債**	**14,263**
現金及び預金	6,559	支払手形及び買掛金	2,406
受取手形及び売掛金	3,267	短期借入金	7,915
リース債権及びリース投資資産	611	１年内償還予定の社債	754
未成工事支出金	1,049	リース債務	160
商品及び製品	5,878	未払金	375
原材料及び貯蔵品	109	未払法人税等	220
前払費用	223	未払消費税等	145
その他	305	前受金	1,635
貸倒引当金	△10	預り金	200
固定資産	**25,698**	賞与引当金	244
（有形固定資産）	(21,721)	その他	206
建物及び構築物	8,703	**固定負債**	**14,495**
機械装置及び運搬具	338	社債	2,121
土地	12,439	長期借入金	4,865
リース資産	184	リース債務	329
建設仮勘定	9	受入保証金	3,952
その他	45	長期未払金	85
（無形固定資産）	(87)	繰延税金負債	39
その他	87	再評価に係る繰延税金負債	832
（投資その他の資産）	(3,889)	債務保証損失引当金	1,408
投資有価証券	877	退職給付に係る負債	702
長期貸付金	10	資産除去債務	122
差入保証金	2,058	その他	36
繰延税金資産	623	**負債合計**	**28,759**
その他	329	〔純資産の部〕	
貸倒引当金	△9	**株主資本**	**13,331**
		資本金	**4,244**
		資本剰余金	**3,347**
		利益剰余金	**5,744**
		自己株式	**△4**
		その他の包括利益累計額	**1,120**
		その他有価証券評価差額金	**294**
		土地再評価差額金	**833**
		退職給付に係る調整累計額	**△7**
		非支配株主持分	**479**
		純資産合計	**14,932**
資産合計	**43,691**	**負債純資産合計**	**43,691**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

科目	金額
	百万円
売上高	**32,476**
売上原価	**28,323**
売上総利益	**4,153**
販売費及び一般管理費	3,463
営業利益	**689**
営業外収益	**176**
受取利息	0
受取配当金	74
不動産賃貸料	19
保険解約返戻金	22
受取保険金	4
その他	54
営業外費用	**372**
支払利息	277
社債発行費	16
その他	78
経常利益	**493**
特別利益	**147**
固定資産売却益	38
投資有価証券売却益	108
特別損失	**26**
固定資産除却損	9
投資有価証券評価損	6
減損損失	0
じん肺補償損失	9
その他	1
税金等調整前当期純利益	**614**
法人税、住民税及び事業税	310
法人税等調整額	△166
当期純利益	**470**
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	**464**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,244	3,347	5,513	△4	13,100
当期変動額					
剰余金の配当			△233		△233
親会社株主に帰属する当期純利益			464		464
自己株式の取得					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	230	－	231
当期末残高	4,244	3,347	5,744	△4	13,331

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	888	833	△9	1,712	479	15,292
当期変動額						
剰余金の配当						△233
親会社株主に帰属する当期純利益						464
自己株式の取得						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
土地再評価差額金の取崩						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△594		2	△591	0	△591
当期変動額合計	△594	－	2	△591	0	△359
当期末残高	294	833	△7	1,120	479	14,932

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕	百万円	〔負債の部〕	百万円
流動資産	**10,689**	**流動負債**	**9,609**
現金及び預金	2,889	支払手形	15
売掛金	1,503	買掛金	635
リース債権	393	短期借入金	6,052
リース投資資産	94	１年内返済予定の長期借入金	1,259
商品及び製品	5,452	１年内償還予定の社債	600
未成工事支出金	7	リース債務	57
原材料及び貯蔵品	8	未払金	145
前払費用	189	未払法人税等	141
未収入金	51	前受金	581
その他	98	預り金	24
貸倒引当金	△0	賞与引当金	86
固定資産	**21,514**	その他	8
（有形固定資産）	(17,832)	**固定負債**	**12,225**
建物	7,523	社債	1,550
構築物	205	長期借入金	4,766
機械及び装置	172	受入敷金保証金	3,167
船舶	2	リース債務	97
工具、器具及び備品	6	長期未払金	92
土地	9,889	再評価に係る繰延税金負債	832
リース資産	31	退職給付引当金	290
（無形固定資産）	(48)	資産除去債務	20
ソフトウエア	30	債務保証損失引当金	1,408
リース資産	13	その他	0
その他	4	**負債合計**	**21,835**
（投資その他の資産）	(3,633)	〔純資産の部〕	
投資有価証券	729	**株主資本**	**9,284**
関係会社株式	387	**資本金**	**4,244**
出資金	1	**資本剰余金**	**3,336**
従業員に対する長期貸付金	3	資本準備金	1,894
長期前払費用	40	その他資本剰余金	1,442
繰延税金資産	214	**利益剰余金**	**1,708**
敷金及び保証金	2,047	利益準備金	5
保険積立金	197	その他利益剰余金	1,702
その他	14	繰越利益剰余金	1,702
貸倒引当金	△3	**自己株式**	**△4**
		評価・換算差額等	**1,084**
		その他有価証券評価差額金	**250**
		土地再評価差額金	**833**
資産合計	**32,203**	**純資産合計**	**10,368**
		負債純資産合計	**32,203**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

科目	金額
	百万円
売上高	**19,565**
売上原価	**16,900**
売上総利益	**2,664**
販売費及び一般管理費	2,343
営業利益	**320**
営業外収益	**282**
受取利息	0
受取配当金	217
関係会社事業損失引当金戻入額	30
雑収入	34
営業外費用	**341**
支払利息	259
社債発行費	14
雑損失	66
経常利益	**261**
特別利益	**102**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	102
特別損失	**23**
固定資産除却損	7
投資有価証券評価損	6
じん肺補償損失	9
その他	1
税引前当期純利益	**340**
法人税、住民税及び事業税	173
法人税等調整額	△143
当期純利益	**311**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,624	1,630
当期変動額							
剰余金の配当						△233	△233
当期純利益						311	311
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	77	77
当期末残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,702	1,708

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4	9,207	816	833	1,650	10,857
当期変動額						
剰余金の配当		△233				△233
当期純利益		311				311
自己株式の取得						－
土地再評価差額金の取崩						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△566		△566	△566
当期変動額合計	－	77	△566	－	△566	△488
当期末残高	△4	9,284	250	833	1,084	10,368

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

太 平 洋 興 発 株 式 会 社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　村　竜　平　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　屋　誠三郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、太平洋興発株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋興発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

太 平 洋 興 発 株 式 会 社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　村　竜　平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　屋　誠三郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、太平洋興発株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１４５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１４５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

太平洋興発株式会社　監査役会

常勤監査役　小山内　茂　樹　㊞

社外監査役　山　田　和　雄　㊞

社外監査役　因　　靖　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化を図り安定的な経営基盤の確立を目指し、株主の皆様に対して安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末の剰余金の配当につきましては、中期経営計画で定めた当社当期純利益の50%以上を目途に配当するとの方針に基づき、また、当社の創立100周年を記念し、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当30円に記念配当10円を加え、1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

1．配当財産の種類
　金銭といたします。
2．配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金40円
　　（普通配当30円、創立100周年記念配当10円）
　配当総額　　311,173,560円
3．剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月29日

以上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会　会場ご案内

会場　　東京都千代田区外神田一丁目18番13号　秋葉原ダイビル２階
秋葉原コンベンションホール

交通　　ＪＲ：秋葉原駅　電気街口から徒歩約１分
地下鉄：日比谷線秋葉原駅　３番出口から徒歩約４分
銀座線末広町駅　１番または３番出口から徒歩約３分
つくばエクスプレス：秋葉原駅　Ａ１出口から徒歩約３分

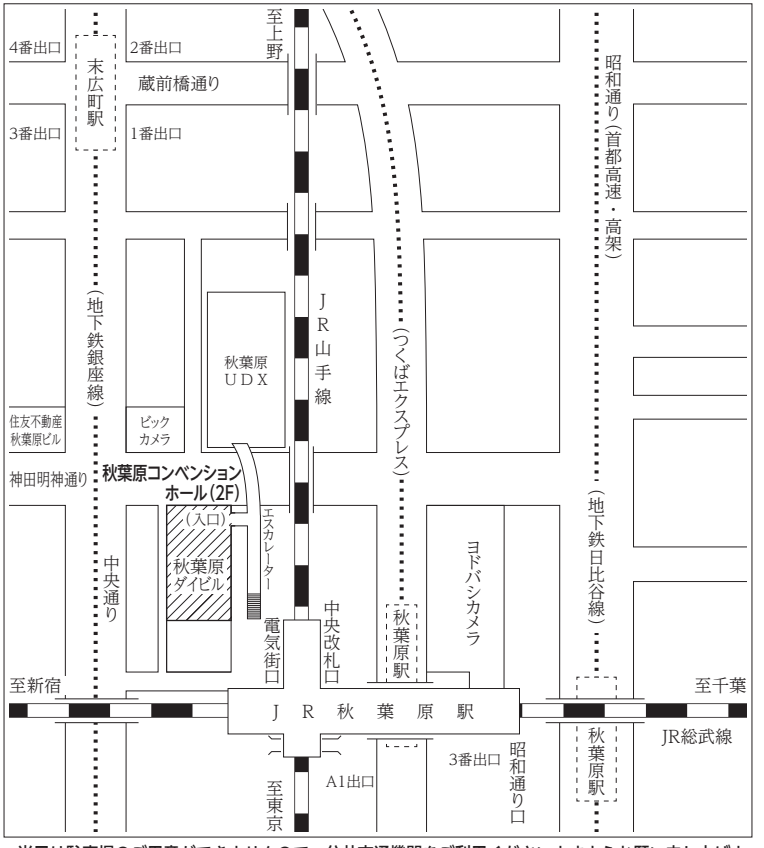

＊当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。